

今国会における「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の見送りを求める意見書

政府は第189回通常国会に、「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の2法案を提出した。国際平和支援法案は、多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など10法案を一括したものである。

いずれも自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を、米国等の求めに応じて我が国及び国際社会の平和及び安全の確保のために行使できるようにするとしているが、戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に反することは多くの憲法学者も認めているところである。

政府は長年にわたって「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきた。今回の2法案は、平和憲法下のわが国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであるとの多くの国民の声もある。

よって本議会は、国民への説明及び国民的議論も不十分であり、慎重審議が必要なため、今国会における2法案の制定については見送りを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年 7月 2日

大分県中津市議会